

## 「TKJC情報サービス」規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「TKJC情報サービス」(以下、本会という。)と称し、事務局を一般財団法人富山県建築住宅センター(以下「センター」という。)に置きます。

(目的)

第2条 本会は、会員に対し、センターの業務に関連した建築基準法等の情報を提供するとともに、会員とセンターとの情報交換などを通し、会員の知識・技術の向上と、住宅瑕疵担保責任保険、住宅性能評価制度等の各種制度の普及促進を図ることを目的とします。

(事業)

第3条 センターは、目的達成のため、会員に対し次の事業を行います。

- (1) Eメール又はファックスによる情報の提供
- (2) センターホームページによる情報の提供
- (3) Eメールによる情報交換
- (4) 講演会の実施及び業務関係資料、チラシ等の配布

2 センターは、国、地方公共団体等から、法令、制度等の情報を得たときは、会員に対し、速やかに情報を提供するとともに、定期的に業務情報等を提供します。

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し、センターが指定する手続をもって登録申込みを行った方を会員とします。

2 会員は、住宅供給事業者、建築設計事務所及び旧富山県住宅性能保証推進協議会会員とし、当該事業者等の代表者をもって登録するものとします。

3 会員登録の有効期限は、原則として無期限とします。

(会費)

第5条 この会の会費は無料とし、年会費等の一切の会費は徴収しません。ただし、講習会の開催、テキスト及び資料の配布等に要する実費については、この限りではありません。

(退会)

第6条 会員は、次の各号に該当する場合は退会するものとします。

- (1) 会員自ら退会届を提出した場合
- (2) 本会の運営の妨げとなる行為があった場合
- (3) その他、センターが会員として不適当と認めた場合

(登録内容の変更)

第7条 会員は、登録名義及び所在地、Eメールアドレス及びファックス番号等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更届を提出するものとします。

2 センターは、登録変更届を受理した場合、所定の手続きにより登録内容を変更します。なお、Eメールアドレス及びファックス番号の変更の場合には、手続事務が終了するまでの間、旧アドレス等に情報が送信されることがあります。

(会則の変更)

第8条 本会則は、センターが必要と判断したとき変更するものとし、変更したときは、会員に対し、速やかに、Eメール、その他の方法で周知します。

(附則)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。